

[事案 2023-35] 新契約無効請求

・令和6年8月27日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年3月に契約した終身保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料から解約返戻金を差し引いた金額を返還してほしい。

- (1)母の相続関連の手続を行った際、募集人に、母が生前に加入していた養老保険と同じ保険に入りたい旨を伝えると、募集人は、同じ保険はもう販売していないと述べ、それに代わるものとして本契約を提案し、他の保険の提案はしなかった。
- (2)募集人の養老保険に代わるものという説明のみを聞いて、本契約の申込手続を行った。
- (3)募集人は自分に対し、月払保険料や医療保障の詳しい説明をせず、設計書を見せることもしなかったため、自分は本契約の内容を理解しないまま申込書にチェックや署名をした。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書を使用して本契約の内容を説明した。
- (2)募集人は、今は養老保険を販売していない旨の説明をしていない。
- (3)本契約の内容は、申込書、設計書、保険証券の記載から明らかである。申立人は、募集人からの手紙や毎年送付している契約内容通知文書等を受け取った後も、当社に対し特段の申出をすることはなかった。
- (4)本契約は、申立人が意向確認書で示した「長生きへの備え」になる商品である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。